

《職員の福祉及び利益の保護の状況》

地方公務員法には、職員の生活や身分を安定させることにより公務能率の維持・増進に寄与することを目的として、職員の福祉及び利益の保護を適切かつ公正に行うため、厚生福利制度、公務災害補償制度、勤務条件に関する措置要求制度及び不利益処分に関する審査請求制度が定められています。

また、労働安全衛生法において、職場における職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境を形成することが定められています。

日向市における職員の福祉及び利益の保護の状況については、次のとおりです。

(1) 職員の安全衛生管理

①安全衛生管理体制

労働安全衛生法に基づき、総括安全衛生管理者、衛生管理者、衛生推進者、産業医等の選任及び安全衛生委員会の設置を行い、安全衛生の円滑な推進に努めています。

②健康診断等の実施

労働安全衛生法に基づき、職員の健康を保持するため、全職員対象の定期健康診断及び特殊業務に従事する職員の特別健康診断を実施しています。

(2) 厚生制度

地方公務員法第42条に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事業を計画し、職員のための任意の互助組織である「日向市職員互助会」が福利厚生事業を実施しています。

この福利厚生事業は、市からの交付金と会員（職員）の負担する互助会費により実施しており、令和7年度決算及び令和8年度予算の状況は、以下のとおりとなります。

このほか、会費のみで実施している事業として、冠婚葬祭等に係る給付、相互親睦事業等があります。

◆令和7年度日向市職員互助会福利厚生事業決算（令和8年3月31日現在の会員数 621名）

【歳入】

（単位：円）

項	目	予 算 額			収入済額	予算現額と収入済額との差額	備 考
		当初予算額	補正額	計			
1. 交付金	1. 運営交付金	4,200,000	0	4,200,000	4,200,000	0	市からの交付金
2. 繰入金	1. 会費等繰入金	2,150,000	0	2,150,000	1,055,605	▲1,094,395	互助会費より繰入れ
3. 繰越金	1. 前年度繰越金	0	0	0	0	0	
4. 雑入	1. 預金利子	1,000	0	1,000	1,106	106	
	2. 雑入	1,000	0	1,000	3,181	2,181	出資配当金
合 計		6,352,000	0	6,352,000	5,259,892	▲1,092,108	

【歳出】

(単位：円)

項	目	予 算 額			支出済額	予算現額と 支出済額と の差額	備 考
		当初予算額	補正額	計			
1. 給付金	1. 人 間 ドック 助 成	6,300,000	0	6,300,000	5,236,000	1,064,000	283名
2. 事務費	1. 事務費	52,000	0	52,000	23,892	28,108	振込手数料
合 計		6,352,000	0	6,352,000	5,259,892	1,092,108	

収入済合計額 5,259,892円 支出済合計額 5,259,892円 次年度繰越額 0円

◆令和8年度日向市職員互助会福利厚生事業予算（令和8年4月1日現在の会員数 618名）

【歳入】

(単位：円)

項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	備 考
1. 交付金	1. 運 営 交 付 金	4,200,000	4,200,000	0	市交付金
2. 繰入金	1. 会 費 繰 入 金	2,150,000	2,150,000	0	互助会費より繰入れ
3. 繰越金	1. 前年度繰越金	0	0	0	
4. 雑 入	1. 預 金 利 子	1,000	1,000	0	
	2. 雑 入	1,000	1,000	0	
合 計		6,352,000	6,352,000	0	

※市からの交付金の職員（会員）1人あたりの予算額は、約6,796円となります。

【歳出】

(単位：円)

項	目	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	備 考
1. 交付金	1. 人 間 ド ッ ク 助 成	6,300,000	6,300,000	0	
2. 事務費	1. 事 務 費	52,000	52,000	0	振込手数料
合 計		6,352,000	6,352,000	0	

※市からの交付金の使途は、会員の間人ドック助成のみとしています。

(3) 共済制度

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

宮崎県では「宮崎県市町村職員共済組合」が実施主体となって、県内市町村職員の共済制度を運用しており、大きく分けて3つの事業を行っています。

①職員（組合員本人）とその家族（被扶養者）の病気・ケガ・出産・死亡等に対して

必要な給付を行う「短期給付事業」、②職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、③健康の保持増進事業や住宅建築資金等の貸付けなどを行う「福祉事業」です。

共済組合の事業運営費用は、組合員（職員）の掛金と、使用者（市町村）の負担金によって賄われており、職員と市町村の負担比率はおおむね1対1になっています。

なお、令和8年4月1日現在の日向市の負担率は、下表のとおりです。

	月額及び期末手当等に対する率
短期給付	50.90 /1000
子ども・子育て支援納付金	1.15 /1000
介護保険	8.15 /1000
長期給付	138.9869 /1000
福祉事業	2.15 /1000

※令和8年4月1日から、子ども・子育て支援金制度が開始されました。

支援金に係る掛金及び負担金は、短期給付等と同様の方法により算定・徴収され、国に納付されます。

（4）公務災害補償制度

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。

具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。